

平成20年度「大阪湾圏域における海域環境の再生・創造に係る研究の助成事業」 実施要領

平成20年 5月 1日

大阪湾広域臨海環境整備センター
(事務局：瀬戸内海研究会議)

1 目的

大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）は、近畿2府4県2000万人の廃棄物の最終処分場として海面埋立を行っているが、本事業はその収益の一部を活用した公益事業の一環として実施するもので、大学等の研究機関における研究に助成を行い、その成果を通じて、大阪湾圏域における海域環境の再生・創造に寄与をすることを目的とする。

2 助成対象者

研究費助成の申請者は、次に掲げる国内の研究機関等に所属する者であるとし、中堅・若手研究者（概ね50歳以下）とする。

- 地方公共団体の研究機関に所属する研究者
- 大学及びその附属研究機関に所属する研究者
- 独立行政法人の研究機関に所属する研究者
- その他の非営利的法人に所属する研究者

3 研究の対象課題

研究助成の対象は、大阪湾圏域を中心とした海域環境の再生・創造に寄与するものとする。
なお、大阪湾圏域に係る海域とは、センターの広域処理対象区域に面する海域（大阪湾の全部、播磨灘及び紀伊水道の一部）をいう。

4 助成額

原則として1件あたり200万円を限度とし、審査により助成額を決定する。採択件数は5件程度とする。

5 研究の期間

原則として、助成を受けた年度内に研究の成果が得られるものとする。ただし、研究の内容によって必要と認める場合には、その期間を最大3年間まで延伸することができる。（毎年度申請が必要となる。）

6 申請手続き

代表研究者は、別紙に定める事項に十分留意の上、別添申請書に所要事項を記載し、募集期間内に瀬戸内海研究会議（以下「研究会議」という。）に申し込むものとする。

7 選考

研究助成の申請課題にかかる選考は、センターが業務実施機関として委託した研究会議が設置した「大阪湾圏域における海域環境の再生・創造に係る研究の助成事業選考委員会」

(以下「選考委員会」という。)において行う。

選考にあたっては、学術的・社会的必要性、研究内容の独創性、実現性などをもとに評価するものとする。

8 決定および通知

センター理事長は、選考委員会の検討結果をもとに研究助成課題及び助成額の決定を行い申請者に通知する。

9 助成金の交付

センターは、報告のあった研究成果及び助成金使途に基づき助成金の額を確定し、申請者に通知する。

助成金の額の確定通知を受けた申請者は、センターに助成金の支払いを請求するものとする。

助成金の交付は、原則として申請者の所属する機関に対して行うものとする。

助成金の交付決定時には、申請者の請求に基づき助成金の1/2を概算払いできるものとする。

なお、助成申請者が、助成決定時に通知する期限内に正当な理由なく研究成果及び助成金使途の報告を行わなかった場合には、返還の請求及び交付の停止を行うものとする。

10 助成の内容

別紙に示した研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究において使用されたことを証明できるものに限るものとする。

11 研究報告書等

助成申請者は、研究の成果および助成金使途(収支明細書等)について、助成決定時に通知する期限までに研究会議に報告しなければならない。

なお、研究成果の報告については、3月末までに概要版としてA4で4ページ程度(図表を含む)を提出する。

報告書については、5月末までに提出する。

12 研究成果の公表等

センター及び選考委員会は、助成した研究の内容等について、必要に応じて助成申請者に対し報告または説明を求めることがある。

研究助成を受けた者は、研究の成果について公表に努めるものとし、公表にあたってはセンターの助成を受けている旨を明記するものとする。

助成を受けた研究について、学会等へ発表した場合は、その内容の写しをセンターへ提出するものとする。

13 報告会

研究助成を受けた者は、その研究成果を、研究会議が開催する報告会において発表しなければならない。また、センター及び研究会議が編集する研究論文集等への掲載等にも応じなければならない。

13 知的財産権等の帰属

研究助成を受けた研究の成果から発生する知的財産権等については、調査研究者または研究者の所属する機関に帰属するものとする。

附則

本実施要領は、平成20年5月1日から施行する。

「大阪湾圏域における海域環境の再生・創造に係る研究の助成事業」の申請について

1. 申請書

別添の申請書は、研究会議ホームページ*よりダウンロードしたものをを使用すること。

* <http://www.seto.or.jp/kenkyu>

2. 提出書類等と提出方法・期限

(1) 提出書類等

申請書 1部

その他必要な書類 1式

(2) 提出方法及び期限

提出方法は、郵送、宅配便、持参又は電子メールのいずれかとする。

提出期限は、平成20年5月31日 必着。

(3) 提出先

瀬戸内海研究会議

担当 石川、守安

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発センター 3階

(社)瀬戸内海環境保全協会内

TEL 078-241-7720 FAX 078-241-7730

E-mail web@seto.or.jp

(4) 提出にあたっての留意事項

書類の提出に当たっては、用紙サイズは、A4版とし、原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一すること。なお、応募書類は返還しない。

メールにより提出する場合には、1つの研究課題が1つのファイルに収まるように作成すること。なお、メール送信後、電話にてメール送付の旨連絡すること。

メールにより提出する場合には、ファイルサイズは2MB以内とする。

電子データで送付する場合のファイル形式は、WORD形式、EXCEL形式又は一太郎形式のいずれかとし、使用するフォントは、一般的に用いないもの(特に外字)は使用しないこと。また、添付書類がある場合は、申請書に添付すること。

応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とする。

なお、助成金の交付は、原則として申請者の所属する機関に交付されるので、申請に当たっては、所属する機関の承認を得ること。

3. 助成の対象となる費目

(1) 直接費

謝金

研究協力者に支払う謝金で、研究者及び共同調査研究者には支払えないこと。また、相当期間を継続的に雇用する場合は助成対象とならないので、研究実施機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上すること。

旅費

研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究成果の発表を行うための旅費に限る。

消耗品費

事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌(定期購読の雑誌は除く)、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となる。

印刷製本費

文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費で、華美な装丁のものは対象としない。

通信運搬費

切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本研究に使用した料金であることが証明できる経費。

光熱水料

電気、水道、ガス料金であって、本研究に使用したものであることが証明できる経費。

借料及び損料

機械器具・実験施設のリース料、会場借料等で、研究者等の所属する機関等の所有する設備の損料等は助成対象とはならない。

会議費

研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり千円が限度。なお、会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。

賃金

資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該研究の遂行に必要となる人員を調査研究機関が雇用する者の賃金が対象。

雑役務費

コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象。

(2) 委託費

研究に直接必要となる経費で、研究者等が実施することが不可能な調査等について他の調査研究機関等に委託して実施するための経費。原則として、委託費の合計額が全体経費の2分の1を超えないこと。ただし、特段の理由により選考委員会の承認を得た場合はこの限りではない。なお、委託費を計上する場合は、その内容等をできる限り詳細に申請書へ記載すること。

4 . 助成対象外の費目等

(1) 直接経費のうち交付対象とならない経費の例

退職金、ボーナスその他の各種手当、研究者が雇用する職員の給与等の人件費
机、椅子、複写機等研究者が所属する機関で備えるべき設備を購入するための経費
申請した研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
その他、研究の実施に関係のない経費

(2) その他の留意事項

研究の実施にあたって、不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、助成金交付の中止等、必要な措置を講ずる。

